

狛江市地域ケア会議の設置及び運営に関する要綱 (令和 2 年 3 月 9 日要綱第14号)

最終改正: 令和 4 年 3 月 31 日要綱第 60 号

改正内容: 令和 4 年 3 月 31 日要綱第 60 号 [令和 4 年 4 月 1 日]

(目的)

第 1 条 この要綱は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 115 条の 48 第 1 項の規定に基づき設置する地域ケア会議（以下「ケア会議」という。）について必要な事項を定めることにより、介護支援専門員、保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者、民生委員その他の関係者等（以下「多職種の関係者等」という。）が、高齢者の居宅サービス計画及び施設サービス計画の検証、その心身の状況、介護給付等対象サービスの利用状況その他の状況に関する定期的な協議等の必要な取組を行い、個別の高齢者が地域において自立した日常生活を営むことができるよう、包括的かつ継続的な支援を効果的に実施するとともに、支援を通じて抽出された地域課題を社会資源の開発、政策形成等具体的な施策につなげることを目的とする。

(所掌事項)

第 2 条 ケア会議は、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 多職種の関係者等で個別事例を検討することによるケアマネジメントの質の向上
- (2) 個別事例を通じた地域課題の把握、共有及び解決
- (3) 高齢者支援に関わる多職種の関係者等による連携強化
- (4) 前 3 号を通じて抽出された課題や検討が必要な事項について、社会資源の開発、政策形成等具体的な施策につなげる議論
- (5) 前各号に定めるもののほか、必要な検討等を行う。

(会議の構成)

第 3 条 ケア会議は、次の各号に掲げる会議により構成し、主催者は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 地域課題検討会議（以下「検討会議」という。） 市
- (2) 個別ケア会議 各地域を担当する地域包括支援センター（以下「各地域包括支援センター」という。）
- 2 検討会議は、狛江市生活支援体制整備事業実施要綱（平成 28 年要綱第 73 号）第 3 条に規定する狛江市生活支援体制整備協議会（以下「協議会」という。）の機能を担うものとする。

(検討会議)

第 4 条 検討会議は、個別ケア会議を通じて提起された課題等について多職種の関係者等で共有し、その解決に向けた具体的な施策や取組に結びつけるための協議を行うとともに、相互の連携推進に必要な総合調整を行い、狛江市市民福祉推進委員会高齢小委員会等高齢者支援に関する会議に対して、市の施策に反映するよう求めるものとする。

(検討会議の構成員)

第 5 条 検討会議は、次に掲げる者のうち市長が必要と認める者で構成する。

- (1) 介護支援専門員
- (2) 居宅サービス事業所職員
- (3) 医療に従事する者
- (4) 民生委員・児童委員
- (5) 地縁組織関係者
- (6) 生活支援等サービスを提供する事業者、団体等（ボランティア活動によるものも含む。）に所属する者
- (7) 地域支援事業実施要綱（平成 18 年 6 月 9 日老発第 0609001 号厚生労働省老健局長通知）に規定する生活支援コーディネーター
- (8) 地域包括支援センター職員
- (9) 社会福祉協議会職員
- (10) 福祉保健部職員

(幹事会)

第 6 条 市長は、検討会議での検討を補完するために、検討会議の下に幹事会を設けることができる。

2 幹事会の構成員は、前条第 1 号、第 7 号、第 8 号及び第 10 号に掲げる者で構成する。

(個別ケア会議)

第 7 条 個別ケア会議は、地域で課題を抱えている高齢者及びその家族（以下「要支援者等」という。）の個別事例について、課題解決又は重度化防止に向けた分析等を行い、具体的な対応と各種支援の実施につなげるとともに、地域課題の把握及び抽出に努めるものとする。

- 2 個別ケア会議は、各地域包括支援センターの職員をはじめ、要支援者等の支援に係る多職種の関係者等で構成し、必要に応じて、直接支援に携わっていない第三者（以下「第三者」という。）を構成員として加えることができる。
- 3 各地域包括支援センターは、前項の規定により第三者を構成員として加えた場合は、当該第三者に対して非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 34 年条例第 14 号）の規定に準じて報償を支給することができる。

狛江市地域ケア会議の設置及び運営に関する要綱 狛江市例規集(東京都)

4 個別ケア会議は、個別事例の目的及び対象者に応じ、次の各号に掲げる会議により構成し、その内容は当該各号に定めるとおりとする。

(1) 支援推進型個別ケア会議 特に困難な課題を抱える個別事例を対象として、多職種の関係者等で課題解決に向けた協議を行い、ケアマネジメントの質の向上を支援する。

(2) 予防推進型個別ケア会議 心身及び生活機能の低下が比較的軽度な個別事例を対象として、要支援者等及び多職種の関係者等により、状態の改善及び重度化防止に向けた協議を行い、自立に向けた取組を支援する。

5 各地域包括支援センターは、個別ケア会議を開催したときは、個別ケア会議開催結果報告書（第1号様式）により、会議を開催した月の翌月20日までに市長に報告しなければならない。

(個人情報の保護)

第8条 ケア会議の構成員は、法第115条の48第5項に定めるところにより、正当な理由なく、ケア会議に関する活動において知り得た秘密を漏らしてはならない。その構成員を退いた後も同様とする。

2 ケア会議の構成員は、個人情報の保護のため、狛江市地域ケア会議に係る個人情報の取扱いに関する誓約書（第2号様式）を主催者に提出しなければならない。

(報償)

第9条 市長は、検討会議又は幹事会に出席した者に対して3,000円以内で報償を支給することができる。ただし、第5条第1項第10号に規定する者については、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、第5条第1項第3号に規定する者が医師である場合の報償は、12,300円以内とする。

(庶務)

第10条 検討会議の事務局は、福祉保健部高齢障がい課に置く。

2 個別ケア会議の事務局は、各地域包括支援センターに置く。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。
